

平成29年度 あさぎり町議会第3回会議会議録（第6号）						
招集年月日	平成29年7月11日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成29年7月11日	午前10時00分	議長	山口和幸	
	散会	平成29年7月11日	午前10時42分	議長	山口和幸	
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 16名 欠席 0名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	市岡貴純	○	9	永井英治	○
	2	難波文美	○	10	皆越てる子	○
	3	加賀山瑞津子	○	11	小見田和行	○
	4	橋本誠	○	12	奥田公人	○
	5	久保尚人	○	13	久保田久男	○
	6	小出高明	○	14	溝口峰男	○
	7	森岡勉	○	15	徳永正道	○
	8	豊永喜一	○	16	山口和幸	○
議事録署名議員	7番 森岡勉 8番 豊永喜一					
出席した議会書記	事務局長 片山守 事務局書記 林敬一					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	愛甲一典	○	教育長	中村富人	○
	副町長	小松英一	○	教育課長	木下尚宏	○
	総務課長	土肥克也	○			
	企画財政課長	神田利久	○			
	農業振興課長	甲斐真也	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第6号）

日程第 1	会議録署名議員の指名について
日程第 2	議案第 8号 あさぎり町薬草加工所の設置及び管理等に関する条例の制定について
日程第 3	議案第 9号 あさぎり町議会の議決に付すべき公の施設の利用に関する条例の制定について
日程第 4	議案第10号 公の施設を長期かつ独占的に利用させることについて
日程第 5	議案第11号 平成29年度あさぎり町一般会計補正予算（第2号）について

本日の会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名について
日程第 2	議案第 8号 あさぎり町薬草加工所の設置及び管理等に関する条例の制定について
日程第 3	議案第 9号 あさぎり町議会の議決に付すべき公の施設の利用に関する条例の制定について
日程第 4	議案第10号 公の施設を長期かつ独占的に利用させることについて
日程第 5	議案第11号 平成29年度あさぎり町一般会計補正予算（第2号）について

午前10時 開会

●議会事務局長（片山 守君） 起立、礼、おはようございます。着席。

◎議長（山口 和幸君） ただいまの出席議員は16人です。定足数に達していますので、平成29年度あさぎり町議会第3回会議を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（山口 和幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。今回の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、7番、森岡勉議員、8番、豊永喜一議員を指名します。

日程第2 議案第8号

◎議長（山口 和幸君） 日程第2、議案第8号、あさぎり町薬草加工所の設置及び管理等に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 本日の議会、どうぞよろしく願いいたします。議案第8号、あさぎり町薬草加工所の設置及び管理等に関する条例の制定について、提案いたします。提案理由を申し上げます。あさぎり町薬草加工所を設置するため、地方自治法第244条の2第1項の規定により、本条例を制定する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） 農業振興課長。

●農業振興課長（甲斐 真也君） おはようございます。それでは、あさぎり町薬草加工所の設置及び管理等に関する条例につきまして、説明をさせていただきます。1枚めくっていただきまして、1ページをお願い

いたします。この条例につきましては、薬草の産地化と生薬の安定生産を図ることを目的に、昨年11月に三者による立地協定を締結したところでございますが、薬草加工所の整備により、球磨人吉地域の薬草栽培の拠点となることとあわせて、農業振興を図るために、設置及び管理に関する条例を提案するものでございます。第2条におきまして、名称をあさぎり町薬草加工所、位置につきましては、あさぎり町深田東2,090番地とするものです。2ページに移りまして、第6条には、使用期間として、5年以内とし、5年以内毎に期間を更新するものとしているところでございますけれども、この施設につきましては、長期的な利用が可能となるように、また後ほど提案をお願いすることとしているところでもあります。この施設の使用料につきましては、施設整備に要しました町の財源分に係る経費を算定しまして、昨年、協定を締結しました20年間を利用期間としまして、第8条にありますように、使用料を月額29万5,000円とするものであります。3ページの最下段に附則で、この条例は公布の日から施行することとしているところであります。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長(山口 和幸君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。小見田議員。

○議員(11番 小見田 和行君) 11番です。2点ほどお伺いいたします。条例のですね、役員の立ち入りと、損害賠償に関する件でございますが、公の施設でこの条例に該当するエリアといいますか、建物を町が造って、中にある機器等を組合のほうで設置していただきますけど、その中にある機器等に対しても、この条例が該当するののかというのが、1点ですね。それから、職員の立ち入りとございますが、これは設置した町の職員が、建物等の保守点検等、また管理状況を視察するために立ち入ることと思っておりますけど、その辺がどの程度なされるのか、それと最後になりますけれども、損害賠償に関しましてが、この書いてあるとおり、管理者、使用者に賠償を求めているようでございますけど、公の施設等に関しましての賠償に関しては、国家賠償法の第2条等にですね、造営物の設置または管理に瑕疵があった場合は、公共団体もその賠償の責があるようになっておりますけど、そこあたりはどのような理解で、このような条例になっているのか、以上3点伺いたいと思います。

◎議長(山口 和幸君) 農業振興課長。

●農業振興課長(甲斐 真也君) 公の施設ということで、中に入る機械設備等についての、関係はどうかということでございますけれども、機械につきましては、薬草合同会社及びツムラ様の所有ということになりますので、その機械等につきましては、その町が管理する施設には入らないということで、認識してるところでございます。また町の立ち入りとなりますけれども、一応合同会社とですね、定例的な会議等もありますので、そういった中で、年に1回か2回ほどは立ち入るような予定を組んでいるところでございますけれども、まだ未確定なところもありますので、今後合同会社と話を進めていきたいというふうに考えているところであります。以上です。

◎議長(山口 和幸君) 総務課長。

●総務課長(土肥 克也君) おはようございます。3点目の国家賠償法との関連について、答弁させていただきます。議員御指摘のとおり、今回条例案では、第18条に損害賠償の規定を設けております。この条項につきましては、使用者、使用する際の故意又は過失により損害を与えた場合には、町に賠償しなければならないというものでございます。使用者の管理責任というものをここで規定しております。一方、国家賠償法で定めてあります、設置者の責任につきましては、当然国家賠償法が適用されるものでございまして、これにつきましては、この設置条例の中で、使用者に対して、その責任までも求めるということとはできないと解されております。といいますのが、国家賠償法の中で、民法その他法令に基づく規定がある場合は、という条文がございますが、確かにこの条例につきましては、地方自治法に基づく条例でございます。その委任さ

れた、規定された条例の中に国家賠償法と反することを書くということは、できないということになっておりますので、国家賠償法に基づく町の瑕疵によって与えた賠償については、町が責任を求められるというものでございます。ですから、今回提案いたしました条例の中にも、使用者の義務も規定しております。善良な注意をもって使用していただくというものもでございます。それとあわせて、設置者の責任も求められるということで、設置者並びに使用者、それぞれの責任が果たすべき、管理ができるような体制をとっていくものと考えているところでございます。以上でございます。

◎議長（山口 和幸君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 設置者の責任といいますが、年1回程から、2回程、会議等で職員が入りすることはあり得るということでございますけど、これが経年しまして、20年とか10何年とかたかると、箱物等にもやはり色々管理をしなくては、目配りをしなければいけない部分があった場合に、設置した町当局としてもやっぱり管理をするために職員が出向いて外見を見たり、内部を見たりすることが予想されますので、そこら辺はこの条例の中に、そういう意味合いを持ちながら考えておられるのか、最後の損害賠償ですけど、これはさっき御答弁がございましたように、建物自体は町が設置したけど、中身の製作、製造機器、施設等については、菓草会社、合同会社の管理のものとなっておりますけど、それについてが、その箱物の損害と、その中の機械の分該当がですね、複雑に絡んできた場合の、それに対する損害賠償に対してはどう考えるか、その例えば、具体的に言いますと、まあ、こういうことはめったにございませんでしようけど、今言われるような風水害とかいろんな自然災害等が起きた場合ですね、複合的な被災を受けた場合の、その辺の損害賠償に関しては、施設設置側と、それから機械設置側と、その辺に対しての損害賠償に関する、国家賠償法に関するですね、事例等がございましたら、その辺のところの検証もなされているのか、以上2点また伺いたいと思います。

◎議長（山口 和幸君） 農業振興課長。

●農業振興課長（甲斐 真也君） 施設等の管理につきましては、町が整備しました建物でもありますので、またそれに対しまして、使用料もいただきますので、年数が経過しますと、やはり老朽化も進むと考えておりますけれども、そういったところで、年に何回かの施設の点検とかですね、やっていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） 施設の設置者、また使用者における責任、複合的に起こった場合の対応について、御質疑がございましたが、具体的な事例・事案はただ今持ち合わせておりません。ですが、議員おっしゃられたとおり、20年という、長期の独占的な利用を案として持っておりますので、その間の、きちっとしたその立ち位置といいますか、管理につきましては、リスクの分担表等と、さまざまな事例を踏まえて、改めて、その協定に付していくものも必要かと思っております。具体的な事案、また考えられるものを想定した上で検討させていただきたいと考えております。以上です。

◎議長（山口 和幸君） いいですか、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 課長がお答えなったようにですね、20年というスパンを考えると、条例をちょこちょこ改正するわけにはいきませんので、その辺を想定して、上程願っているものと思っておりますのでよろしくお願いします。

◎議長（山口 和幸君） ほかにありませんか。溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） 今回、条例が可決することになりますと、三者による賃貸契約書を当然交わされるというふうには私は思っておりますが、そのひな形はあるわけですか。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） この条例が可決いただいた後には、賃貸契約ではございません、行政財産の使用許可というもので許可証を発行することになります。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） 3者による、契約書というのは必要ないということですか。ツムラさんはどこに顔が出てくるんですかね。そういう許可証のみであるんだったら、もうそういう契約書も必要ないわけで、私はこの条例は条例として、相手方としっかりとした、いろんな問題ですよ、私はこれに書くことのできない、書くことのできないというか、書かなくてもいいような、やっぱりお互いの守るべき事項というのは、あるのではないかなと私は思うんですよ。ですから、私は3者のツムラさんも含めたところでの、私は、賃貸契約というのは当然、建物を貸すわけですから、要はですから、そういう契約があつて当然じゃないのかなっていうふうに私は思うんですね。それともう1点は、20年スパンでっていうことで言われておりますが、それを超したときは議会の議決が必要だという話をされましたが、どこにその条文が出てくるんでしょうか。お尋ねします。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい、先ほども申し上げましたとおり、行政財産の使用につきましては、許可という制度をとっておるところでございます。議員おっしゃられました、その3者の関係というものもございまして、その点については立地協定等にも、うたわれている部分がございます。今回この使用に当たつての、それぞれの役割と申しますか、関係についても、この条文又はこれに付随する委任する施行規則も定めることとしておりますが、その中には上がってこないものでございます。ですから、あくまでも町は行政財産の使用許可を与えるものであって、それに関する具体的なことにつきましては、協定書に基づくものであつたり、再度、使用に関する協定を定める必要もあろうかと思ひます。そこをきちっと、利用する側、又利用させる側について、適切に対応させていただきたいと考えているところであります。それと、先ほどの、長期にするための条例の議会の議決を得なければならないという条文は、この設置条例にはございません。あくまでも、薬草加工所の使用期間については、5年以内と定めさせていただいております。それを、後ほど、次の議案で提出させていただきますが、5年ではなくて、それを超える長期的に、かつ独占的に利用をさせる場合には、地方自治法に基づきまして、その施設を明示し、議会の議決を得ることが必要になります。その議案につきましては、次の議案第9号で提案させていただくこととしております。以上でございます。

◎議長（山口 和幸君） 溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） この第9号を見てもですね、5年を経過、わたり独占させるためには、議会の議決が必要だということでもありますから、これは5年毎に、この条文からいくと、5年毎に、議会にかけて更新がなされるということですか。というのは、あさぎりの財産規則等にはですね、一切そういうものはないわけですね。これは東庁舎の問題からも、私はずっと言ってきたんですが、県はですよ、普通財産にしても、契約期間の更新の場合は、議会の議決が全部要るんですよ。うちは全くそういうものが無いわけですね、普通財産についても、行政財産についても、どこにだれが貸してるのか、金額がどこで貸してるのか、全く議員もわからない。いつ更新されるかもわからない。今のあさぎりの、本当に町民の財産を、議会が全く知らない中で、執行部だけが使用させてるわけですよ。だから、今回こういう大事なものが出来たんだらですね、私はどこかにですよ、しっかりと私は謳うべきだと思うんですよ。あさぎりの財産規則、規則自体がおかしいと私は思うんですけどね、あさぎりの条例、財産条例というのがないわけですから、だから無いんだつたら無いで、あさぎりの財産規則等にしっかりとそこは謳うべきじゃないですか。いかがですかね。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） 後ほど提案いたします条例につきましては、5年を超える場合には、ということで作成しております。議員御指摘の5年毎にということですが、この次に提案いたします条例に基づきまして、次に、本日また提出させていただきます、独占的また長期的に利用する場合に、議決を得る議案がございます。その長期的というものを、何年というものを定めて提案いたしますので、その期間につきましては、幾ら5年を超えるものであっても、5年毎に必要というものではなくて、議決いただいた利用期間につきましては、その間は継続できるというものでございます。また、その期間が満了した際、再度、使用許可が必要な場合には、そのときには再度議決を要するというものでございます。5年につきましては、議員おっしゃられました財産規則の中に、普通貸し付けの貸付期間がございます。建物その他物件の貸し付けは5年以内という規定がございます、今回のこの提案いたしました設置条例での使用期間についても、同様に5年という規定を設けたものでございます。財産規則につきましては、再度中身を精査させていただきたいと考えております。

◎議長（山口 和幸君） 他にありませんか。ないですね。いいですね。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第8号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第9号

◎議長（山口 和幸君） 日程第3、議案第9号、あさぎり町議会の議決に付すべき公の施設の利用に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第9号、あさぎり町議会の議決に付すべき公の施設の利用に関する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。公の施設を長期かつ独占的に利用させるためには、地方自治法第96条第1項第11号の規定に基づき、本条例を制定する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしく申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい、それでは説明を申し上げます。まず、この条例を制定するに当たっては、行政財産、公の施設でございます。公の施設につきましては、長期にわたって、特定の団体等に限り独占利用させることは、そもそもの、もともと本来の目的でございます、公益性が損なわれるというものがございます。先ほど可決いただきました、薬草加工所につきましても、公の施設、行政財産でございます。設置条例につきましても、使用期間は5年というもので定めているものでございます。であります、薬草の生産及び加工事業を安定的に行うためには、協定を結んでおります、20年間の使用を許可する必要があるございます。そのため、今回、この条例を定めさせていただきまして、5年を超える期間、長期的にかつ独占的に利用させる必要があるというもので、その施設を条例で定める必要があるものでございます。1枚めくっていただきまして、条例の規定分をつけております。2条からなるものでございます。1条では趣旨を規定してございます。2条におきまして、次に掲げる公の施設について、5年を超える期間にわたり独占的な利用をさせ

ようとするときは、地方自治法第96条第1項第11号の規定により議会の議決を得なければならない、経なければならないというものでございます。その施設をあさぎり町薬草加工所と規定するものでございます。条例は公布の日から施行することとするものでございます。以上、説明申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんね。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第9号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第10号

◎議長（山口 和幸君） 日程第4、議案第10号、公の施設を長期かつ独占的に利用させることについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第10号、公の施設を長期かつ独占的に利用させることについて、提案いたします。提案理由を申し上げます。あさぎり町薬草合同会社が展開する球磨人吉地域の薬草産地化のために必要な薬草工所として、上記のとおり、公の施設を長期かつ独占的に利用させたいので、あさぎり町議会の議決に付すべき公の施設の利用に関する条例第2項の規定により、議会の議決を求めるため提出するものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 農業振興課長。

●農業振興課長（甲斐 真也君） はい、それでは説明いたします。先ほど可決いただきました、公の施設について、5年を超える期間にわたり、独占的な利用させていただく場合のことにつきまして、説明をさせていただきます。中ほどになりますけれども、御説明をいたします。1、公の施設名、あさぎり町薬草加工所、2、所在、あさぎり町深田東2,090番地、3、利用者、あさぎり町免田東2,167番地、あさぎり町薬草合同会社、代表社員 福田圭吾氏。4、利用期間、平成29年7月22日から、平成49年7月21日までとするものでございます。よろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） 1点、総務課長、先ほどの続きですけれども、契約期間が満了した場合の議決事項についての文言は、これは入れないと、幾ら言葉で言っても、議事録残ったとしても、わからんと思います。文書残さないと。特にやっぱりこういった施設、公の施設を貸すわけですから、更新の場合は、やはり議会の議決を必要とすると、県の条例を見習ってですよ、やっぱり財産規則の見直しをされるべきではないですか。でないと、20年って言ったらもう皆さん方も、役場の職員じゃないわけで、わからんと思いますよ。でないと後々の人たちが困る状況になると思うんで、そのあたりはしっかりとお考えをお聞かせいただけませんか。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい、おっしゃるとおり20年という長い利用期間になるものでございます。先ほども申し上げましたとおり、この条例、今日の議案第8号で可決いただきました条例に基づきまして、今回、この第9号ですね、失礼いたしました。条例を定めたことによって、議決をいただくものでございます。20年という長い間を、利用していただきまして、その後のことについて、規定していくべきという御意見でございますが、地方自治法、また今回議決いただきました条例の規定からして、議決をいただいたものが満了する場合につきましては、当然、議決を得るものというもので承知しているものでございます。財産規則等について、明記するものというものは、再度確認させていただくものでございますが、当然満了する場合においては、再度更新する際の議決をお願いするものでございます。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） 今回の行政財産だから、そういう話が出てくるんですが、普通財産にしても同じですよ。町民の財産ですよ。だから、今、5年の問題については、この普通財産の貸し付けの、建物その他の普通財産を貸し付ける場合は5年、これを引用して5年でいくわけでしょ。だから、やっぱり普通財産の貸し付けにしても、県に倣ってですよ、この期間を超えて貸し付ける場合は、議会の議決を経て、これを行うことができるということが一行入るとるわけですね、県にしても、それが町の規則とか、そういうものに入れられないっていうのは、また、何故でしょうか。お尋ねします。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） 財産規則の中に議会の議決を要するというものが入れられないという認識は、正直私持っていないところでございます。ございますが、その点については、県の規則、条例等も確認させていただくということはもちろんでございます。また、今回、この行政財産について、5年というものはどこにも今規定はしていないものでございます。ただ、本日、5年を超えるものについては、議決が必要となるという条例を制定いただいたところ、可決いただいたところでございますので、当然行政財産について、他の事案において、長期的かつ独占的に利用を必要とするものについては、今回の条例に、改正で名称を追加した上で、後に、議会の議決が必要となるものでございますので、行政財産についても、5年を超えるものは長期的であるという規定がなされたものと理解しているところでございます。以上です。

◎議長（山口 和幸君） いいですか。他に質疑ありませんか。ありませんね。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第10号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第11号

◎議長（山口 和幸君） 日程第5、議案第11号、平成29年度あさぎり町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第11号、平成29年度あさぎり町一般会計補正予算（第2号）について提案いたします。平成29年度あさぎり町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ112万円を追加し、歳入歳出予算の総

額を歳入歳出それぞれ、99億6,062万2,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 企画財政課長。

●企画財政課長（神田 利久君） おはようございます。それでは平成29年度あさぎり町一般会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。まず最初に、1ページをお開けいただきたいと思います。続きを読ませていただきます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。債務負担行為、第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。4ページをお開けいただきたいと思います。第2表、債務負担行為、事項、深田ふれあい市場冷蔵庫リース料、期間、平成30年度から平成35年度まで、限度額76万3,000円となっております。これにつきましては、深田ふれあい市場に設置する冷蔵庫が老朽化により、故障が頻発しておりまして、市場を管理運営されている深田ふれあい会からも、更新の要望が出ておりまして今回、冷蔵庫を更新するものです。それから次に、平成29年度学校ICT機器リース料、平成30年度から平成34年度まで、限度額が4,331万円です。これにつきましては、学校ICT機器の更新ということで、これにつきましても、今、使用している機器が非常に老朽化してきておりまして、また型もだいぶ古くなってきているというふうなことから、今回、更新をするものです。それから続きまして、7ページをお開けいただきたいと思います。歳入です。上段ですけれども、目1地方交付税、普通交付税232万5,000円の減額となっております。これにつきましては、今回の補正の財源調整というふうなことで計上をしているところです。それから、次のページ、8ページをお開けいただきたいと思います。歳出です。1番下のほうになりますが、目1元金これは財源更正でございまして、先ほど、第8条の条例の中にもございましたとおり、薬草加工所の使用料をいただいておりますが、その分をですね、この起債の返還に充てるということで、213万円の財源更正を行っているところです。以上でございます。

◎議長（山口 和幸君） 農業振興課長。

●農業振興課長（甲斐 真也君） 農業振興課所管分の補正予算につきまして、説明をさせていただきます。歳入からとなります。7ページをお願いいたします。2枠目の目4農林水産手数料、節1農業施設使用料、245万5,000円の増額につきましては、あさぎり町薬草加工所を昨年12月から整備を行ってまいりましたが、7月22日に落成を迎えることとなり、その建屋をあさぎり薬草合同会社へ貸し出すための、使用料となります。使用料につきましては、先ほど可決いただきました月額29万5,000円とし、利用期間を3者協定による20年間としたところです。次に、3枠目の3雑入、施設光熱水費の99万円は、薬草加工所で必要となります、電気使用料を薬草合同会社から納付いただくものとなります。続きまして、歳出となります。次ページの8ページをお願いいたします。2枠目の目9農業施設管理費、節11需用費の電気料145万8,000円は、薬草加工所や周辺施設に要する電気料金を一括して管理するために計上するものであります。節19負担金補助及び交付金の13万円は、薬草加工所の下水道受益者分担金となります。歳出1枠目の総務費で、目6財産管理費の減額につきましては、2枠目の農業施設管理費で支出します電気料金と、歳入のほうで雑入になりますが、雑入で受け入れます、施設光熱水費の差額が46万8,000円となっております。これまで総務課におきまして、旧深田中学校の管理費を支出してまいりましたが、今後、農業振興課の予算から、全施設の電気料金を支払うこととなることから、総務費の財産管理費の分の方を減額するものでございます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。加賀山議員。

○議員（3番 加賀山 瑞津子さん） 4ページになります。債務負担行為のところですが、先ほどICT機械リース料ということによっていただきましたけど、町としてですね、力を入れていただいてありがたいんですが、これは、五つの小学校と中学校の分でのリースの更新ですか、一応電子黒板・タブレットとかがありますけれど、ちょっともうちょっと詳しく教えてください。

◎議長（山口 和幸君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） はい、今回の更新に伴います、計上しております債務負担行為の件ですけれども、今年度、ここに上げております予定分につきましては、中学校分の普通教室分、それから、小学校分の半数の電子黒板、それから書画カメラと電子黒板用のパソコンのリース料を計上しております。そして、残りの分につきましては、次年度更新を予定しているところでございます。以上でございます。

◎議長（山口 和幸君） 加賀山議員。

○議員（3番 加賀山 瑞津子さん） 私たちもタブレットを使って、日々ですね、タイプが変わってきますので、やっぱり買い入れよりも、更新のほうがいいと思うんですが、また来年度も、こういう形で債務負担行為の金額が上がってくるということですか。

◎議長（山口 和幸君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） はい、次年度分につきましても、債務負担行為を計上させていただきたいというふうに思っております。

◎議長（山口 和幸君） 加賀山議員。

○議員（3番 加賀山 瑞津子さん） リースということですので、いろんな会社のいろんなタイプの商品が出てくると思いますが、そのあたりについても精査していただきながら、進めていただいているということですよ。

◎議長（山口 和幸君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） はい、導入に関しましては当然、指名競争入札を予定しておるところでございます。

◎議長（山口 和幸君） 他にありませんか。ないですね。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第11号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、議案第11号は原案通り可決されました。

◎議長（山口 和幸君） お諮りします。本日の会議で議決の結果生じた条項・字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 異議なしと認めます。したがって、条項・字句・数字その他の整理を議長に委任することに決定しました。

◎議長（山口 和幸君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。平成29年度あさぎり町議会第3回会議を閉会します。

●議会事務局長（片山 守君） 起立、礼、お疲れ様でした。

午前10時42分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議長 山口 和 幸

署名議員 森 岡 勉

署名議員 豊 永 喜 一